

(2) 工員の所属している現在の世帯に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別及び満年齢
- (3) 世帯主との続柄
- (4) 職業（無業者は家事、通学等の生活事情）
- (5) 平均月収

## 財団法人・人口問題研究会・人口対策委員会の潜在失業対策に関する決議

財団法人、人口問題研究会の人口対策委員会では、とくにその第一特別委員会（人口と生活水準に関する特別委員会・委員長山中篤太郎）の審議事項として、昭和30年2月以来潜在失業問題とその対策をとりあげ、爾来ほぼ満2カ年に亘って審議を重ねてきたが、昭和31年12月14日人口対策委員会総会はその決議成案を採択した。決議並びに附属参考資料を再掲すれば以下のとおりである。

### 潜在失業対策に関する決議

#### まえがき

- 第1部 潜在失業の現状分析
- 第2部 対策の緊急性
- 第3部 緊急対策

#### まえがき

かつて、われわれは、わが国の人口問題の中心が大きな雇用問題であることを明らかにした（本会中間報告「今後の人口と就業」昭和28年12月、参照）。異常な人口の圧迫から発生する雇用問題の重大化についてその時われわれの行つて見通しは、その後現実の事実として現われてきた。いな、むしろ現実の事態はわれわれが予想したところよりも一そう深刻なものがある。

この一両年、豊作その他の経済条件の好転によつて、わが国の経済は、全体として、かなり拡大したことが認められるけれども、その内部の不均衡は一向に改善のきざしがない。人口の圧迫は依然として最大の障害として作用しつづけている。生産年齢人口は毎年百万以上も増加しており、労働力人口は更にそれ以上の著しい増加をつづけている。労働力人口がこのように著増しているのは、女子や老人で労働市場へ出てくる者が最近ますますふえてきたからである。このような形の労働力人口の増加は、どうみても、合理的な雇用の増加とはいえない。毎年百万を大きく上廻る増加就業者の過半数は、生産性も低く、所得もまたきわめて低い、いわゆる潜在失業的就業者の増加として行われているものと推定される。こうして人口の雇用に対する圧力はふえこそすれ、減つてはいるとは考えがたい。

このような状態に対する基本的対策の大綱についてはすでにこれを発表したので最早繰り返えす必要はないであろう。（本会「人口収容力に関する決議」昭和30年1月参照）。

われわれは今それを潜在失業対策として更に具体化し、緊急にこれが対策措置を講すべき段階に達したと考える。潜在失業対策は、差しせまつた当面緊急の対策として一日も早く着手されねばならないものであるが、それが同時にわが国経済の基本的構造的な矛盾と対決しようとする一大英断を必要とするものであることはいいうまでもない。

潜在失業とは、表面からみれば就業であるが、正常な就業とみることのできない就業であり、わが国では既に二十数年前からその存在が指摘され続けてきている事実であつて、わが国経済の痼疾化しつつある矛盾である。それは就業ではあるが、著しく低い生産性とはなはだしく劣悪な所得水準の下に、しかも常時多量に存在し、かつ不斷に再生産されつつある現象である。その就業としての実態は、不完全就業というよりは、むしろ失業の一形態と考えられるべき「就業」であり、失業対策が当然に取りあげなければならないところの状態、すなわち潜

在失業と呼ばるべき現象なのである。

わが国では、不況期にあつてさえ、完全な失業者として顕在化される者はきわめてすくない。いわんや人口増加の圧迫から強化される雇用の相対的不足はほとんど失業としてあらわれることなく、失業は、恰も武藏野の逃げ水の如く、潜在失業として吸収されているのである。このように潜在化し、かくされている失業も、今までには当たりまえのこととして見過ごされ、否、見過ごすことがむしろ便利だとして政策から「政治的」にさわられずについたものであるが、最近の諸情勢は、後にのべるように、もはやこれをそのままにしておけないような限界点に到達した。

今日のわが国ははげしい歴史的転換期にある。国民経済は一段と産業の構造を高度化し、これによつてその生産力を画期的に上昇させなければ今後の国際競争のうちに生きながらえてゆくことができない。それに応じて国民生活もまたいままでのようない合理的で非能率的な生活態度を脱却して、もつと近代化された高度高能率の合理的な生活水準に移行しなければならない。そのためには、長期経済計画の上に立脚した人口の量および質の適正化が必要であることはいうまでもない。

しかし、今日のわが国の雇用問題の本体は単に労働力人口が異常に激増してくるという事実の中にのみあるのではない。それはむしろわが国経済が膨大な低位産業部門をかかえている、これら生産性の低い家族経営的な産業部門に国民の過半を生存させてきたという事実の中にある。生産年齢人口の激増ももともとこのような産業構造の中で温存されてきた大人口を母胎としてこそ現われてきたものである。じたがつて、われわれが取り組まねばならない潜在失業問題の本質は、単に失業者がたやすく潜在化されるという個人的な事実よりも、むしろひろく潜在失業現象を可能にしている社会の場それ自体の中にある。しかもそのような場は生産年齢人口の圧力のために一そう拡大され、これまで以上にその就業人口を大量に潜在失業化しようとしているのである。

戦後10年、すばらしい成長をとげてきたわが国経済も、この問題を解決することなくしては、もはや今後の発展を期待することは不可能であろう。否、潜在失業は大きな社会不安の温床とさえなつてきた。われわれは、以上の深刻化すればするほど自ら社会に訴える声を弱くする潜在失業を進んで人口対策の焦点に取りあげねばならない時期に到達していると考える。

## 第1部 潜在失業の現状分析

- 農業は戦前よりも進んだ技術水準において戦前以上に多くの労働力を就業させている。農業経営の多角化も若干進歩しているが、耕地面積は明らかに戦前よりも縮少している。終戦直後における農業の超過剰就業状態はすでにほぼ清算された。そして最近は緩慢ながら零細兼農家の農業離脱過程も進行しているが、しかしそれは、過剰な農戸数の合理的な再編収縮運動というよりも、むしろ全農家を襲いつつある兼業化過程の末端に現われたその余波にすぎない。そして過小農的生産体制下の600万の農家と3,700万の農家人口の不動の存在それ自体が、わが国経済の特異体質の、いいかえれば潜在失業の就業をたやすく発生させる生産様式と労働形態の最大最強の基盤であるという事実には依然としてかわりがない。
- 農業部門は依然として膨大な潜在失業をかかえこんでいるけれども、昭和5,6年頃のように都市の失業までも吸収してしまうような潜在失業の貯蔵所としての役割りをこれにおしつけることは、単にわが国人口の構造の変化の上からみただけでも不可能事となつた。それだけ潜在失業の問題は都市の産業部門において一そうその深刻さを増しつつある。零細な商業やサービス業部門での就業者数の激増や、日雇労働者の増加と定着化傾向などは、このことを最もはつきりと実証する事実である。そして、このような都市人口における潜在失業層の拡大は、潜在失業問題を、国民経済的にもまた社会的にも、いよいよ緊急なものにしている。いいかえれば基幹産業部門における近代的合理化と過剰人口の潜在失業化傾向とを別々の産業や都市と農村とにふりわけて始末しようとした今までのようなゆき方は、上の点だけからも、もはや不可能になつてきた。
- 潜在失業症状の濃化は低位就業者の累年増加の傾向の中にもつとも明白に看取される。たとえば、労働力調査の結果によつて、全就業者を就業時間別に分けてみると、週35乃至48時間という最も正常な形の就業者は年毎に減つていて、逆に週20時間未満あるいは週60時間以上というような短時間就業者と長時間就業者は年々いちじるしく増大している。しかも、このような傾向は、最近就業者を余計にかかえこんだ部門、即ち産業

別には非農林部門、またその中でも業態別にわけると自営業部面において著しい。

4. 年平均 120～130 万にものぼる最近の増加就業者の過半は主として非農林部門における零細自営業や低賃金の零細企業部門に吸収されている。産業別には商業およびサービス業への就業が目立つて大きい。この種の就業形態こそ潜在失業の宿り易い典型的地盤であることはいうまでもない。もちろん、製造工業部門でも就業者は相当に増加しているが、その就業先を經營規模別にみると、その大部分は中小企業や更に零細な家庭工場などでの増加である。
  5. 新規学校卒業者の就業状況をみても、その大部分は中小企業と家業へ吸収されており、中学校卒業者においては小工場の工員となるものが多いのが目立つている。
  6. 日雇労働者も増加の傾向にある。かつて日雇労働者は、戦前は主として農村零細農層からの横すべりの移動であつたのに對して、今日ではおもに都市の諸産業からの落層人口によつて補給されている上に、一時のブルーではなく、恒久的な働き場に変化し、停滯化した就業者群を作り出しつつある。
  7. 家内工業もまた、旧態依然たる非人道的といつてよいような労働条件の下で多数かつ公然と存在している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は 6 時ないし 7 時から夜は 8 時、9 時までの 14 時間労働を普通のこととし、場合によつてはもつと長時間働くされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月 3,4 千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売りの形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれらの被傭者と同じように働かされているわけで、家族従業者のそのような労働形態が住み込みの被傭人にも同じような過重労働を強制しているわけである。
  8. 各産業における賃銀格差は極めて著しく、その上ほとんど改善のきざしもみられない。従業員が 30 人未満の小工場の工員賃金は、従業員 1,000 人以上の大工場のそれにくらべると半分ちかくに低いものであるが、更に従業員 10 人未満の零細工場になると半分以下にも下つてくる。近年好況の余波は次第に中小企業の方にまで浸透はじめたといわれてはいるが、經營規模別の賃銀格差は逆に最近むしろ拡大傾向を示している。
  9. 低所得就業者数は今日すでに膨大な数に達している。その計量は技術的にいろいろの問題点をふくんではあるが、総計約 4 千万人の全就業者中、600 万ないし 700 万、即ち優に 1 割 5 分をこえる部分の者は、現在国から扶助を口けている被保護世帯の生活程度とあまり違ひのない生活を余儀なくされようのような労働所得しか与えられていないものと推計される。しかもこれら低所得就業者の半数ちかく約 300 万は、農林または非農林業の自営業主としてないしは 30 歳から 60 歳までの男子被傭者として、いずれも独立世帯の責任者と考えられるもので占められている。
  10. この低所得就業者層は、今後十数年の間人口増加の圧迫が非常に強いので、よほどの対策が実施されない限り、更に肥大するとも収縮する公算はきわめて少い。
- 以上、現状分析の結果を更に要約すれば次のとおりである。
1. 潜在失業層はきわめて膨大な量に達し、かつ最近は都市においてもまた急速度に肥大しつつある。
  2. 国民経済の成長に対応して潜在失業層もまた肥大しつつあり、少くとも現象的事実として両者は明らかに相互背反的の運動形態をとつてゐる。
  3. 潜在失業層はそれ自身においてもまた、最近の「厚生白書」で示されたとおり、貧困と疾病との相互拡大。その他の悪循環的運動を余儀なくされている。

## 第2部 対策の緊急性

1. 国民経済構造上の欠陥が人口問題として痼疾化しているので、対策がむづかしいことはいうまでもないが、対策の緊急性についてもとかく忘れられがちである。しかし今日その対策を確立しなければ国民経済の今後に於ける正常な前進は不可能であるし、放置すれば潜在失業問題をいよいよ深刻化し、累積される社会不安が爆発する危険も大きい。
2. 国民経済的採算の上からみて差し当つての障害を列記してみても次のような諸事実を指摘することができ、

- (1) 非生産的な零細農家が農業を離脱することもできず多くは滞留していることが米の生産費を不適に高いものにし、ひいては商品価格の国際競争力を弱くしている。しかも現在の多くは保護政策的な米価ではかつても米生産農家の約2割ないし2割5分はその生産費をつぐなつていない。その上、このような非生産的な零細経営が都市の失業者の吸収体として果してきた社会機能は今日では著しく小さいものになつた。
- (2) 低所得就業の増加は単に要保護世帯を増加させているばかりでなく、疾病の増加を通じて社会保障制度の危機をさえひき起している。現行の生活保護法による被保護世帯が保護をうけるようになつたのは疾病を原因としているものが特に多いばかりでなく、一般人口のばあいにおいても所得階層と疾病率とは極めて密接な相関関係を示している。
- (3) 現行の失業対策は、事業として全く生産性に乏しく、しかもその費用は今後ますます増大過程をとること必至である。
- (4) 底のない低賃金は本来非労働力であるべき者をも労働市場へ駆り立て労働市場の圧迫をますます強化しているのみならず、更に家事労働力の不足が正常労働力の労働能率を引き下げるという悪循環をひき起し始める危険はきわめて濃い。
- (5) 極端な賃金格差で隔離された無組織労働者層の存在は、成立しつつある労働組合運動への脅威を意味するとともに、労働組合が生産性向上運動に全面的に協力しない理由もまたここにある。
- (6) 他方、極端な賃金格差があると、近代的産業部門でどのように合理的に労働力を収縮しうる場合があるとしても、それに対して大きな社会的抵抗が生まれるので、そのためかえつて臨時工制度の乱用や、水まし雇用の状況を余儀なくさせている。
- (7) 今後中小企業の輸出産業化が要望されるに当つて、ソーシャル・ダンピングのそしりをうけることが市場の拡張に大きい阻害要因となつてくることは疑いない。
- (8) 基幹産業部門における、生産力の高度化はそれほど新規に雇用を吸収するとみられない、雇用の増加は色々な形と産業部門での中小企業に期待せざるを得ないが、中小企業における潜在失業的就業の増加はすでに国民経済近代化のための資金の手当を著しく制限せざるをえないような状況になつてきている。
3. かりに国民経済的利害得失を考慮の外においても、潜在失業層の累増によつて深刻化されつつある社会悪や社会不安は、放置することのできない事実であるから、早急に緊急対策を講ずることが必要である。
- 今日の世情はかつての昭和初頭の恐慌当時ときわめて似たところがある。昭和恐慌後に推進された産業合理化政策は国民経済の高度化に大きな寄与をしたものであつたが、そのしわよせは農村や中小企業に押しつけられた。そして民主主義的改善の希望を失つた農民や都市の小市民大衆の窮屈化が軍国主義的独裁の抬頭を生む社会的温床となつたものであることはいうまでもない。現状もまた当時と似たところが多く、人口の圧迫はむしろ当時以上に大きい。

### 第3部 緊急対策

1. 潜在失業対策は全体としての人口対策を前提としていることはいうまでもない。切離され、孤立した潜在失業対策は無意味である。したがつていま潜在失業対策を考えるに当つては、まず、われわれがさきに決議した人口収容力に関する対策を改めて想起したい。われわれはさきに雇用の増大を中心とする計画的な産業の再編成と失業対策・社会保障の拡充完備という両面的、総合的な対策の必要を求めたのであるが、このような全面的対策を前提としてのみ、潜在失業への対策はとりあげられねばならない。くりかえしていえば、潜在失業問題の解決は、今日のわが国の場合、全国民経済の徹底的再編成をまつことなしには期待しがたいのである。しかし、一舉にすべてを望むことはかえつて何もしないのと同じようなことにならう。そこで、今日の基幹産業部門における資本の高度化、生産性向上の努力に対応し、むしろそのような資本の高度化による雇用拡大効果もにわかに期待しがたいような限界点にいる国民大衆の生活問題の立場から、国民経済の再編という共通の問題に接近してゆくという態度を確立することが肝要である。そして少くとも国民経済の前進がかえつて潜在失業層を肥大させ、潜在失業問題を深刻化させてゆくような悪循環的運動を停止させるに足る強力な措置がとら

されねばならない。いいかえれば、国民経済の拡大努力がその均衡を犠牲にして独走するようなことのないような保障方策を早急に樹立する必要がある。このような立場において、潜在失業を目標とする緊急対策を作り出さねばならない。

2. そのためには次のような一連の諸対策が指摘されるが、それらはすべて潜在失業に対する緊急対策といふ共通の趣旨と熱意を以つて行われることが必要である。
  - (1) まず第一に悪循環を立ちきるための戦略的要点として、現に潜在失業を地盤にして成立している就業部分に直接その失業的性格をなくすための対策をとるべきであり、その道として過去半世紀西欧社会でとりあげられてきた古典的手段をとりあげるべきである。すなわち、労働基準法中に既に最低賃金制度が制度として定められていることを再確認し、その「最低賃金制度」を早速実施にうつすとともに、これと並んで同じく最低賃金制度を中心とする「家内労働法」を制定することが必要である。その最低賃金水準は少くとも個人として独立にその労働力の再生産を保障するに足るものであることが必要である。また両制度の実施に当つては、差し当つては、対策効果の最も著しい産業および地域をえらんで実施されることが妥当であるが、その際特にこの制度の原則的意義を社会的通念として浸透させる努力を不斷にあわせ行うことが必要である。
  - (2) 上の対策趣旨を援護し、かつ最低賃金水準を次第に上昇させてゆくための一番大事な国民経済的保障として農業生産の近代化政策を強力に推進すること。この場合、国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討し、農業離脱過程にある階層に対してはこれを農家として保全するよりもむしろ別途の救済方策を講ずるよう政策を合理的に二元化することが必要である。適格な農村工業の振興についてもこの際一段と努力されることが望ましい。
  - (3) 以上の諸対策と並行し、とくにこれら諸対策によつて遂に潜在失業化されるであろう一部労働力に対するさし当つの手当としては、(1)生産的な公共事業の拡大によつて余剰労働力の生産化を図るとともに、(2)社会保障制度を潜在失業に対する闘争の一環としてとりあげ、その趣旨にそつてこれを拡大強化し、零細事業の労働者のみならず、業主もふくめ全従業者にその効果の及ぶような道を開くことが必要である。  
公共事業の拡大に当つては今日の非生産的な失業対策事業はできるだけこれに吸収してゆくことが望ましいが、その場合は労働力の地域的需給関係や所要労働者の質の問題の調整に十分考慮する必要がある。  
また社会保障制度の拡充については現行生活保護法を最低賃金制度の内容と見合うように運営してゆくことが必要であるが、この場合、社会保障制度は単なる救貧制度ではなく、国民所得の再配分と国民経済の能率的運営のためにも欠くことのできない制度であることを再確認し、特に潜在失業対策効果の大きいものから重点的な拡充措置をとることが必要である。
  - (4) 今後潜在失業の最もわよせされてくる公算の大きい零細商業部門については、比較的自由競争と職業移動のはげしいところであるから、直接の制限方策をとるよりも全産業の最低所得水準の上昇策を推進する方が本筋だけれども、政策として許す限り自主的な調整が成長する道を開き、場合によつてはこれを組織することが望ましい。
  - (5) 中小工業については、賃金、租税、技術等、企業自体によるその体質改善の実践を促進する方策をとると共に、可能な限り組織化の道を制度化して保証し、同時に、大企業とその間の分野協定標準取引条件の確立等の措置を講じ、これによつて、中小企業を合理化し、合理化による生産力の増大、中小企業への合理化成果の還流の道を作り、中小企業の収益ならびに労働条件の適正化をはかるべきである。
  - (6) 産業の生産性の向上に必要な個人的適応力を増進するとともに、労働力の適正な産業配分をも考慮した産業教育の整備を図ること。そのため労働市場の圧迫緩和に大きな効果を果してきた戦後の教育制度についても更にその産業教育化を徹底するとともに、成人に対する産業的再教育制度についても考慮することが必要である。
  - (7) 国外雇用の道を開拓することが不可能でないことも忘れてはならぬ。一般労働力の不足が伝えられる地域あるいは、指導的熟練労働の不足が伝えられる地域が少くないことに省み、このような要求に適する労働力を期限つきで供給し得る公的組織を作り、少しでも合理的な雇用の場をふやすことに努めるべきである。

### 3. 長期国民経済計画に対する要望

- (1) 正攻法は雇用の正常な増加を第一とする、したがつて雇用問題を計画の中心的主題として取り上げること、ただしこの場合、わが国の雇用問題は常軌の経済拡大政策だけでは解決しない事情にあることを自覺し、潜在失業問題の解決をめざす形のものとしてこれを取り上げる必要のあること。
- (2) 産業政策の重点が輸出貿易振興策にかたより遅ぎる傾きが多いから、国士および国内市場の開発拡大政策に対してもこれと対等の重点をおくとともに中小商工業についての体質ならびに環境にわたりその改善対策を長期的に確立すること。
- (3) 人口問題の解決を最終目標として人口構造の変動に即応して段階的な長期対策を立案すること、その第一段階として少くとも今後十年の労働市場の圧迫の異常に強化する時期を画し、それに対する第一着手として以上の緊急対策を強力に行うこと。

以 上

### 潜在失業対策に関する決議附属参考資料

#### 1. 人口増加の圧迫

戦後のわが国人口動態は、旧い多産多死の形から近代的な少産少死の形へ決定的に転換した。それが人口動態の近代化といわれるのは、これによつて出生と死亡の差、即ち自然増加が収縮され、人口の増加が次第に緩漫化されるためである。しかし、現在の過渡的段階にあつては、まだ死亡率低下の影響の方が強く作用しているので、人口は依然として戦前と同じくらい毎年100万前後の増加をつづけている。昭和30年の自然増加は104万であつたし、昭和31年のそれは戦後はじめて100万台を割るが、それでも96万程度と推定されている。

その上、このように死亡率の低下を主要因とする人口増加は主として成人人口の増加として行われるので、同じ100万前後の人口増加といつても、それが労働市場に及ぼす圧迫は一段ときびしい。表1にみるように、増加人口の中で特に15~59才の生産年令人口に属する部分の増加は、戦前の大正9~昭和10年のころは年平均約50万

表1. 既往および将来における人口、特に15~59才生産年令人口増加の趨勢

(年平均・単位万人)

期	間	増 加 人 口	内、15~59才人口
大正9~昭和10		89	51
昭和10~"	25	97	61
" 25~"	30	121	94
" 30~"	35	79	107
" 35~"	40	62	128
" 40~"	45	69	82
" 45~"	50	66	37
" 50~"	55	50	18

(備考) 戦前は沖縄を除いて計算されているが、差増の数字には大差ない。昭和30年以後は人口問題研究の推計人口による。

であつたのに対し、昭和25~30年の最近の5カ年間では年平均94万、即ち戦前の2倍ちかくにも達しており、更に昭和30~40年の今後の10年間には年平均100万をこえ、総人口の増加よりも却つて大きな数量に達する。つまり、われわれは今後10年余にわたつて、生産年令人口の激増という形で、極めて異常な人口の圧迫に直面しているわけになる。

#### 2. 資本の高度化と雇用構造の変動

生産年令の激増という形で現われている異常な人口の圧迫が戦後わが国人口動態の割期的な近代化の結果であ

ると同じように、戦後国民経済に要請される同じく割期的な近代化もまた国民経済と人口との不均衡を異常に深刻化する主要因の一つとなつてゐる。国民経済の近代化、いいかえれば産業構造の重化学工業化と資本の高度化は、それが異常に生産を増大するほど雇用を増加させないので、そのために労働市場に対する人口増加の圧迫は更に一段ときびしいものにたどりがるをえない。

一例を最近合理化投資によつて異常に生産を増強したN製鉄会社についてみると表2のようだ。生産のいちじるしい増大にもかかわらず、直接生産部門（鍛接部門）の雇用は激減しており、今のところでは他の部門での雇用増によつて辛じて全雇用量を同一水準に維持しているような状況にある。

表 2. N製鉄会社の合理化投資による生産と雇用の変化

	旧	新
生 産 (年・トン)	3,300	8,000
雇 用 (人)	271	270
内. 鍛 接	109	38
精 製	130	171
運 輸	15	25
整 備	17	36

(備考) 国民経済研究協会・松尾均氏調査、農村人口問題研究会昭和31年12月定例研究会における研究報告資料による。

また、労働省の毎月労働統計によつて製造業における最近の雇用指数を経営規模別にみても、表3にみるとおり、生産性向上成果の顕著な大経営における雇用の増加はその生産の増加にくらべては極めて小さい。

表 3. 最近(昭和31年6~9月)の製造業における経営規模別雇用の増加

(前年同期=100.0)

	総 計	500人以上	100人以上 500人未満	30人以上 100人未満
製 造 業	105.1	104.4	106.1	104.7
第一 次 金 属	103.7	102.6	107.4	104.2
機 械	108.5	105.5	108.7	100.8
電 気 機 械	111.8	110.0	115.9	111.5

(備考) 経済審議庁調、労働省毎月労働統計による。

なお、この毎勤調査は調査対象に新設のものを含めていないので、上掲表中100人未満の小工場の雇用増は相当過少に現われていることも注意しておかねばならぬ。

他方、労働力調査によつて上記昭和31年6~9月期間における製造業の対前年同期の雇用増加をみると8%ちかくにも及んでいるから、この増加分のほぼ半分は上記毎勤調査の対象外にある従業員規模30人未満の零細工場や乃至は常用雇用以外の臨時日雇の増加として賄われていることが想像される。

また、毎年の新規学校卒業者の就職状況をみても、家業に就くものを除いて、中小企業へ就職するものが過半を占め、とくに義務教育をおえただけの者についてみると例年就職者の約四分の三は工員となつておらず、且つその八割前後は従業員100人未満の中小零細工場に行つてゐる。

基幹産業部門における資本の高度化と国民経済の近代化は、あきらかに全雇用量を増大しつつあるが、中小及び零細企業にその大半を押し込んだわが国特有の雇用構造の歪みをも同時に拡大再生産しつつあることに目を止めねばならない。

### 3. 潜在失業的就業増加の概貌

基幹産業部門における資本の高度化と、生産年令人口の異常な増加とは、相競合して、国民的生業の場を生産性のひくい産業部門に、ないし労働条件の不安定な雇用部面に、いよいよ強く依存させる。試みに労働力調査の結果によつて週間就業時間別の就業者数の推移の跡をみると表4のようだ、週35~48時間の正常な就業者数は次第に減少しているのに対し、増加する就業者の大部分は短時間ないし長時間就業者として就業の機会を与えられているものであることがわかる。それが潜在失業的就業の増加を物語るものであることは論議の余地もなかろう。

表4. 週間就業時間別にみた就業者数の推移（全産業、男女計）

年 次	総 数	時間 1~19	20~34"	35~48"	49~59"	60 以上"
A) 実 数 (単位 1,000)						
昭 24 年	35,090	3,030	4,840	11,480	8,400	7,350
昭 27 年	36,820	3,620	4,810	11,450	8,790	8,150
昭 30 年	40,560	4,720	5,340	11,430	9,010	9,960
B) 指 数 (昭 24 年=100.0)						
昭 24 年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昭 27 年	104.9	119.5	99.4	99.7	104.6	110.9
昭 30 年	115.6	155.8	110.3	99.6	107.3	135.5
C) 割 合 (%)						
昭 24 年	100.0	8.6	13.8	32.7	23.9	21.0
昭 27 年	100.0	9.8	13.1	31.1	23.9	22.1
昭 30 年	100.0	11.7	13.2	28.2	22.3	24.6

(備考) 労働力調査、各年とも年間平均による。なお休業中のものはこの間に定義の変更があつたが、昭24年980(千)、昭27年470(千)、昭30年560(千)である。

なお、以上の就業数の分布は男女別、従業上の地位別ないし農林非農林別にみても、程度の差はあつても推移の傾向はほぼ同じである。概して、この間に就業者を余計かえこんだ部面において分布の悪化傾向は一段とつよい。

尤も、毎月の定期労働力調査は家事や通学を主として仕事を従とするような者もすべて就業者として捉えているので短時間就業者をやや過大に示す傾向があるが、この欠陥を補足するために行われている臨時調査の結果によつて平常仕事を主とする者の内どれくらい短時間ないし長時間就業者があるかを昭和30年3月の調査結果によつてみると表5のようだ、週35時間未満の短時間就業者ないし週70時間以上の極端な長時間就業者はそれぞれ350万ちかく、合計して700万ちかくにも及んでおり、短時間就業はとくに農林部門に、長時間就業はとくに非農林部門に多い。前者は経営規模の矯小さのために仕事がなく、後者は低賃金のために超過労働を余儀なくされているものであることはこの調査と同時に行われた短時間ないし長時間就業の理由についてのアンケートの結果によつてもあきらかである。

農林・非農林の両部門を通じて、短時間就業も長時間就業も、家族経営と結びついた業主および家族従業者が多いことは当然であるが、非農林部門の被傭者の中にだけでも週70時間を超える極端な長時間就業者が100万ちかくも存在することにも目を止めねばならない。

表 5. 平常仕事を主とする短時間及び長時間就業者の農林非農林別及び従業上の地位別分布  
(昭和30年3月)

産業及び従業上の地位	週1~34時間就業者	週70時間以上就業者
<b>A) 実 数 (単位 1,000)</b>		
総数	3,460 (100.0)	3,490 (100.0)
農林業・総数	2,160 (62.4)	670 (19.2)
内・業主	740	280
家族従業者	1,400	380
被傭者	20	20
非農林業・総数	1,300 (37.6)	2,820 (80.8)
内・業主	580	1,140
家族従業者	370	710
被傭者	350	970
<b>B) 就業者総数に対する割合 (%)</b>		
総数	9.3	9.4
農林業・総数	14.3	4.4
内・業主	13.9	5.3
家族従業者	15.0	4.1
被傭者	4.7	0.6
非農林業・総数	5.9	12.8
内・業主	12.5	24.5
家族従業者	13.5	25.9
被傭者	2.4	6.6

(備考) 昭和30年3月労働力臨時調査による。定期調査の抽出標本から更にその3分の1を抽出したものであるから標本誤差はやや大きい。

#### 4. 農家兼業の増加と零細兼業農家の農業離脱過程の進行

潜在失業的就業の場として最も典型的な産業部門は、戦前においては、農業であつた、終戦直後にも農業は残る余剰人口をかかえ込んだが、それはある意味で当時の国民所得の配分構造にそつた動きでもあつた。国民経済の再建とともに、このような農業部門への戦後の過剰就業はほぼ清算されるに到つたが、しかし戦前550万戸を前後していた農家戸数は現在600万戸をこえており、戦前1,400万の水準にあつた農林業本業者数は昭和30年3月の労働力臨時調査による平常状態における農林業者数でみても1,500万をやや上回っている。農家の生活水準は平均して戦前を大きくこえるに到つてはいるが、農家所得における農外所得の割合は戦前よりもずっと大きく、兼業化の傾向は中層の農家層にまでも及んできている(表6参照)。また表7にもみられるとおり、下層のすでに農業を從とする零細兼業農家においては最近徐々に農業離脱過程がはつきりと現われてきている。

表 6. 兼業農家割合の推移

年 次	農 家 総 数	兼 業 農 家 総 数	内、農を從とする兼業農家
昭和13年	100.0	54.0	23.8
21	100.0	46.9	17.2
25	100.0	50.0	21.6
29	100.0	61.1	24.3

(備考) 農林省調査、昭和25年までは悉階調査、昭和29年は2月の抽出調査の結果による。

表 7. 経営面積別農家数の推移

(昭和25~29年)

	昭和25年2月1日		昭和29年9月1日		25年に比し増減	
	実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	6,176,419	100.0	6,066,355	100.0	- 110,064	- 1.8
3 反未満	1,471,872	23.8	1,367,121	22.5	- 104,751	- 7.1
3 反~5 反	1,050,469	17.0	1,047,075	17.3	- 3,394	- 0.3
3 反~1 町	1,972,925	32.1	1,970,132	32.5	- 2,791	- 0.1
5 町~1.5 町	960,958	15.6	963,801	15.9	+ 2,843	+ 0.3
1.5 町~2 町	378,578	6.1	375,914	6.2	- 2,664	- 0.7
2 町~3 町	207,845	3.4	208,407	3.4	+ 562	+ 0.3
3 町~5 町	76,928	1.1	81,870	1.3	+ 4,942	+ 6.4
5 町~10 町	38,394	0.6	39,692	0.7	+ 1,298	+ 3.4
10 町~20 町	9,656	0.2	8,023	0.1	- 1,633	- 16.9
20 町以上	392	0.0	256	0.0	- 136	- 34.7
例外規定該当農家	8,402	0.1	4,064	0.1	- 4,338	- 51.6

(備考) 農林省調査、昭和29年は30年2月の農業基本調査のため29年9月に行われた照査票調査の集計結果による。したがつて実質上悉皆調査である。

戦後の農業は機械化の前進、農薬の普及等に顕著な技術的進歩をとげ、その生産力をいちじるしく増大させたが、この進歩は、上掲表7の示すように、あきらかに農家の階層分化の進行と平行して動いており、すでに農家といえないような零細兼業農家層を次第に沈没累積しながら、その農業離脱過程を促進しつつある。とはいえる、この零細兼業農家の農業離脱過程も、過大な農家数の合理的な再編収縮運動というよりは、すでに過飽和状態にある農業部門からこぼれ落ちる脱落現象といった色彩がつよい、5反未満の零細農家は、上掲表にみるとおり、なお全600万農家の約4割にも及んでおり、それらがその生業の不安定性において之らの脱落農家とさして逕庭のないものであることはいうまでもない。農家兼業化の異常な進行を一般雇用状勢好転の結果と考えるととも、それがそのまま農家の農業経営における潜在失業的就業の一般的存在を反照する事実であることには疑りない。

### 5. 潜在失業的就業の場としての中小及び零細經營

農村（あるいは農山漁村）は今日においても依然として大きな潜在失業の場として残っているが、最近にあつては都市の零細商業やその他の零細企業部門が過剰労働力の押しこまれる場として急速に肥大しつつあることにも特段の注意を払う必要がある。都市人口の生長が農村との血縁的つながりを薄くしたことにも大きな理由があるが、全体としての人口の圧迫が格段に大きなものになつたことが根本の原因であろう。そして農家と同じような家族経営、ないし家族経営的なこの種の零細企業が潜在失業的就業の宿りやすい生業形態であることはいうまでもない。

表 8. 産業三大群別就業者数の年平均増加数  
(昭和27~30年の3カ年平均)

産業部門	増加実数	増加割合	分布割合
I. 農林漁業	260,000	1.6	21
II. 鉱工業及び建設業	260,000	2.9	20
III. 商業その他の産業	750,000	6.0	59
総 計	1,270,000	3.3	100

(備考) 労働力調査、年間平均による。なほIII、その他の産業の年平均増加数 750,000人中、730,000人即ちその97%余は商業とサービス業における増加である。

全国の就業者数は、ここ数年来、毎年120万ないし130万人も増加してきた。しかしこれら増加就業者の過半は、表8にみるように商業やその他サービス的職業部門での増加として行われており、生産性のひくい小商店や零細なサービス業が過剰労働力のしわよせされる場となつていることを

示している。

尤も最近の異常な好況は、表9にみるように、雇用状勢にも若干の変貌をしめし、製造業部門にも大きな雇用増加をみるに至つた。即ち農林業部門の就業者数は減少はじめ、非農林業部門での増加のはば半分は之を製造業が吸収するような形をみせるに至つた。

また、この増加を従業上の地位別にみても、業主や定族従業者が減つて、被傭者がふえるという形をとつてい

表 9. 最近における産業別就業者数の変動

(4~8月平均・単位 1,000)

	全産業	農林業	非農林業	製造業	商業	サービス業
昭和30年	46,620	18,710	23,910	6,990	6,850	4,100
〃 31年	43,470	18,380	25,080	7,570	7,000	4,480
増 減	+ 850	- 330	+ 1,170	+ 580	+ 150	+ 380

(備考) 労働力調査による。商業とは卸小売、金融保険及び不動産業をいう。

る。例えは上掲表9の製造業における増加58万は、業主及び家族従業者の減少15万を差し引いた数字であつて、被傭者のみの増加は73万にも達している。その点たしかに雇用構造の近代化を謳うに足る傾向といつてよいが、しかしこのような増加が実質的には主として中小企業部門で、乃至は大企業における臨時日雇の増加として行われているものであることは上段にも触れてきたとおりであり。それは、たしかに最近における雇用状勢の若干の好転を物語るものであるとともに、むしろそれ以上に若干の好況下にもさまざまと表面されるわが国雇用構造の体質的な歪みの深さを実証するものである。

表10乃至12にみるように、全就業者の6割を零細な家族経営的企業に就業させ、製造工業部門においてさえ

表 10. 産業三大群別にみた従業上の地位別就業者数割合

(昭和25年)

従業上の地位	全業	I 農林漁業	II 鉱工業	III その他
自 営 業 主 (内、被傭者をもつ業主)	26.1 (2.2)	32.9 (0.9)	14.6 (3.4)	23.5 (3.3)
家 族 従 業 者	34.4	61.2	7.2	10.8
小 計	60.5	94.1	21.8	34.3
被 傭 者	39.3	5.9	78.2	65.7
不 詳	0.2	—	—	—
総 計	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 「II 鉱工業」には建設業も含まれる。昭和25年センサス10%抽出集計による。なお最近の労働力調査による数字も大同小異である。

表 11. 製造工業における経営規模別事業所数及び従業員数割合

(昭和29年)

経営規模	事業所数	従業員数
(事業数員)		
1 ~ 9人	74.5	23.2
10 ~ 29人	15.1	20.7
30 ~ 99人	4.2	17.6
100 ~ 199人	0.6	7.5
200人以上	0.6	31.0
計	100.0	100.0

(備考) 総理府統計局、昭和29年の事業所調査による。

総就業者の過半数を従業員100人未満の中小経営に託しているわが国経済の特異体質の中でこそ毎年100万をこえるほどの新規労働力は兎もかくも一応の就業者として呑み込まれてきたのであり、過剰労働力は失業者として顕在化されることなく不完全な低位低所得の就業者として潜在化されてきたのである。

表 12. 経営規模別男子工員賃金

(昭和29年)

経 営 規 �模	賃 金 指 数
1,000人以上	100.0
500人以上・1,000人未満	88.0
100人以上・500人未満	74.4
30人以上・100人未満	63.4
10人以上・30人未満	53.7

(備考) 労働省、昭和29年4月の職種別賃金実態調査による、なお、上記の数字は定期給与のみを示すものであるから、実際の格差はもっと大きい。なお、経営規模10人未満の場合を、失業保険申告による賃金統計から計算してみると指数はあきらかに50を割る。

## 6. 日雇労働者の増加とその社会的恒常化

都市における過剰労働力の沈殿と累積は日雇労働者の増加とその社会階級的恒常化傾向の中にも之を窺うことができる。一般日雇労働者の増加は表13にみるとおり、ここ数年来の増加率は全被傭者のそれより遙かに大きい。しかも、最近はすでに150万をこえる日雇労働者層の大半8割5分ちかくは非農林部面における日雇で、主として大都市的人口層に属するものといつてよい。

表 13. 全国日雇労働者数の推移

(昭和27~30年 単位 1,000)

	被 傭 者 総 数	日 雇 労 働 者 総 数
昭 和 2 7 年	14,210	1,010
〃 28	15,970	1,400
増 加 率	12.4%	38.6%

(備考) 労働力調査、年間平均値による。

特に大都市における登録日雇労働者について戦前戦後の推移をみると表14及び表15のようで、戦前は主として農村零細農層からの横すべり的移動であったのに対し、今日では主として都市の諸産業からの落層人口によつて補給されていることが髣髴されよう。

表 14. 東京都内登録日雇労働者の出生地別構成(戦前・戦後の比較)

出生地 年 次	東 京	東京以外の 都 市	農 漁 村	外 地	そ の 他 及 び 不 明	計
昭 和 7 年	14.9	4.7	52.7	27.7	0.0	100.0
〃 28	45.3	11.0	26.3	0.5	16.9	100.0

(備考) 昭和7年は社会局「失業者生活実態調査」、昭和28年は東京都「日雇労働者生活実態調査報告」による。

また、六大市における登録日雇労働者について、彼らが日雇になつてからの持続期間別の分布を年次を追つてくらべてみると表16のようで、ここ数年来次第に長期化してきており、日雇労働者として社会階級的に固定化しつつあることがわかる。

表 15. 東京都内登録日雇労働者の前所属産業別構成（戦前・戦後の比較）

年次	農林漁業	鉱業	製造業	土建業	商業金融	運輸通信	その他	計
昭和 7 年	8.3	0.6	15.2	44.9	6.6	6.3	18.0	100.0
〃 28	3.2	1.4	35.4	9.2	12.4	4.6	33.7	100.0

(備考) 前表に同じ。

表 16. 6大市における登録日雇労働者の日雇になつてからの持続期間別分布の推移

年次	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上	計
昭和 25 年	10.7	21.3	34.8	18.9	14.3	100.0
〃 26	5.6	9.3	13.6	42.6	29.0	100.0
〃 27	4.7	5.0	9.6	18.5	62.2	100.0
〃 28	2.9	5.2	7.9	13.7	70.3	100.0
〃 29	2.3	4.6	9.4	13.4	70.3	100.0
〃 30	4.9	6.4	12.4	15.6	60.8	100.0

(備考) 労働省、日雇労働者生活実態調査による。

なお、年令別にみても、最近では大部分が 30 才以上、7割ちかくは 40 才以上の高年層に属し、失業事業は完全に恒常的な救貧事業化するに到つた。最近の国勢調査で一登録自雇が職業安定所を自分のつとめさきとしたという挿話も決して一片の笑い話ではないような状態にある。しかも之らの登録日雇労働者世帯の生活水準は、昭和 29 年度の東京都日雇労働者生活実態調査の報告が結論しているように、生存の最低限を維持するにも足りない程度で、当人の労働力を再生産するためにはそのしわは当然に家族、とりわけ子供へよせられるという現状にあり、労働力は当人においても乃至は世代的再生産過程においても明らかに荒廃化の過程を辿っている。

## 7. 家内工業の一般的残存

日雇労働者が特に大都市的現象であるとの対応して、中小都市から農村地域にも通じて今日なお大量に残存する家内工業的労働は、旧態依然たる非人道的な労働条件の下に公然と存続している。たとえば、山梨県の郡内地方における零細な紡織工場、いわゆるハタ屋での就業状態を述べてみると、朝は 6 時ないし 7 時から夜は 8 時、9 時までの 14 時間労働を普通のこととし、景気のよい時にはもつと長時間働かされているが、ここに雇われている住み込み女工の給与は月 3,4 千円程度で、それも年ばらい、前ばらいなどの半身売り的形態のものが多い。もちろん業主の子供もこれら被傭者と同じように働いているというよりも、寧ろ家族従業者に強制されるそのような労働形態が住み込みの女工たちにも同じような過重労働をやむないこととして押しつけているといべきであろう。家族主義的零細企業形態と労働力の過剰との結合が発生させる潜在失業的就業はここに最も典型的な姿で現われているといつてよい。特にこの地方で女工たちが経営主夫妻を「おとうさん」、「おかあさん」あるいは「にいさん」、「おねえさん」とよんでいることは、そのような社会関係の根深かさを示すなによりの例であろう。そしてこのような家内工業が今日も多数かつ公然と存在しているという事実こそ、今日の雇用問題の潜在失業的性格とその底のないような根深かさを示唆して遺憾ないものである。

東京商工会議所が昭和 31 年 4 月に行つた東京都下中小企業 972 事業所の調査結果によると、実働時間 8.1~8.9 時間で 15 才の平均賃金 4,000 円、最低は皮革関係の 3,000 円であつたが、だとすると上記郡内地方にみる家内工業の実情は、そのまま直接に今日の中小企業の最低辺に接続し、今日のわが国社会の階級的ピラミッドの実態をその極限点において見せてくれるものといつてよいのではないかと考えられる。

## 9. 潜在失業的低所得就業者数の計測

潜在失業的就業と見做される低所得就業者がどのくらいの数に達するかを計量することは、概念規定の上からも計測技術上からも極めてむづかしいことであるが、大要をつかむことを趣旨として若干の仮定にもとづきその輪廊を書いてみると以下のようなである。

資料を昭和30年3月の労働力臨時調査による。平常仕事を主とする就業者の内、被傭者については男女年令階級別に、また業主については農林・非農林並びに経営規模(従業者数)別に行われた所得調査の結果を利用する。

潜在失業の規準となる所得水準については、潜在失業が家族主義的な共同労働体制と表裏して存在している実情にかんがみ、当人の性や年令の差異、乃至は家族における地位を考慮して次のように決定する。即ち、被傭者の場合にはその所得が各自の該当する男女年令階級の平均所得の2分の1(但し最低月3,000円)にも足りない者を以て潜在失業的低所得就業者とする。所得水準の格差を平均の半分以下(但し最低月3,000円)としたのは、被保護世帯の消費水準の一般勤労世帯に対する格差がほぼその辺にあり、その1人当たり消費水準もほぼ3,000円程度のところにあると考えられるからである。業主の場合においてもほぼこれに準じ、その従業者1人当たりの月所得が3,000円にもみたない程度(但し農林業主の場合には兼業農家の場合が大部分と考えられるので就業者1人当たりの月所得が2,000円にみたない程度)の所得しか稼げない者を以てその該当者とする。

したがつて仮定された低所得の境界線は、20才未満の男子被傭者では月3,000円、【最高の50~60才の男子でも月1万1千円程度のものとなり、農林業主の場合でも従業者2~3人の経営規模で年所得6万円、4~5人のそれにあつても11万円程度の低いものである。

およそその程度の基準で計量された低所得就業者数を一括表示すると表17のような結果をえ、総数ほぼ650万という数字をうる。

表 17. 低所得就業者の推計

(昭和30年3月現在・単位万人)

a) 被 傭 者				計
		男	女	
全 産 業		150	50	200
b) 自営業主とその家族従業者				
農 林	自 営 業 主	100	170	270
非 農 林		90	90	180
計		190	260	450

もし前記650万という数字に大過ないとすれば、之に平常状態においても職業をもたなかつた完全失業者を加えると、不完全就業労働力の総量は優に700万にも達するとみてよいであろう。前掲表5においてみてきた短時間及び長時間就業数も亦およそ700万をかぞえたことをここに重ねて附け加えておこう。それは昭和30年現在ほぼ4,000万の総労働力の16~18%にも達する。

また、前記低所得男子被傭者150万の内、100万にちかい数は30~64才層の、いわば世帯の扶養責任者たるべき年令に屬するものであり、農林及び非農林の業主それぞれ100万前後と合せて、合計300万ちかくの者は一家の責任者たるべき地位にある者とみてよい。これまた総計約1,800万世帯の16~18%に達する。これらの数字の計量値としての当否について多くの疑点があることはいうまでもないが、しかし程度の差は如何にともあれ基幹産業部門の近代的合理化を推進力として推進される国民経済の異常な成長と拡大が、同時にこのような内部的不均衡を温存し、ともすれば寧ろ拡大再生産しながら進行しつつあるものであることをわざくては深く再思反省せねばなるまい。

## 9. 拡大経済下の内部的不均衡

最近の好況は、上段にも触れてきたとおり、雇用構造の上にも若干の好転をみせはじめている。これを前段に

利用された労働力臨時調査についてみても、昭和31年3月の結果は、前年のそれに較べて、あきらかに所得分布の改善の跡を示している。その一端を特に被傭者にはついて表示すれば表18のようで、全般的な上層移動の跡は歴然としている。農林及び非農林業主についてみた場合も傾向は同じい。

しかし、被傭者の場合にみられるように、月所得8,000円未満の者は、実数では、昭和30年の527万人から昭和31年は545万人へと増加しており、所得構造の全般的改善にもかかわらず、過剰労働力の圧迫の如何に強いものであるかを示している。且つこれから最下層の就業者の大半は零細經營の被傭者であつて、それが典型的に潜在失業的な就業の増加を意味するものであることを示している。しかも、この異常な好況と年率10%を記録するような拡大経済下に持続する内部的不均衡の肥大こそ、われわれが本決議でわが国経済の基本構造にふれる潜在失業問題として緊急強力な対策を要望した当の問題にはかならないのである。

表18. 平常仕事が主な就業者の所得階級別分布の推移

(昭和30～31年)

所 得 階 級	被 傭 者			
	昭 和 30 年 3 月		昭 和 31 年 3 月	
	実 数	割 合	実 数	割 合
総 数	万人 1,503	100.0	万人 1,632	100.0
月 4 千 円 未 満	104	7.1	84	5.1
〃 4 ～ 8 千 円	423	28.7	461	28.3
〃 8 ～ 12	316	21.5	328	20.1
〃 12 ～ 16	277	18.8	271	16.6
〃 16 ～ 20	115	7.8	155	9.5
〃 20 ～ 24	107	7.3	127	7.8
〃 24 ～ 28	50	3.4	81	5.0
〃 28 ～ 32	34	2.3	48	2.9
〃 32 ～ 36	18	1.2	22	1.3
〃 36 ～ 40	5	0.3	10	0.6
〃 40 千 円 以 上	25	—	37	—
所 得 不 詳	30	—	—	—

(備考) 労働力臨時調査による。昭和30年の平均所得は12,700円、昭和31年のそれは13,000円である。なお百分比分布は所得不詳を差し引いた総数を100.0として計算されている。

### (ラ ン ド リ ー 氏 遊 く) (1874～1956)

フランス人口学界の長老ランドリー氏は、1956年8月28日、逝去した。享年82才であつて、天寿を完うしたといふべきであろう。

彼は、1893年、19才で Ecole Normale Supérieure に入学、卒業後まもなく文学博士の学位を受けられ、同校の教授に就任した。そののち、Ecole des Hautes Etudes の学長、さらに文部大臣に就任した。人口学講座の開設に努力したが、フランスの人口事情の改善は、人口思想の普及に待たなければならないと信じていたからである。

人口学に関する彼の業績は数多くあるが、“La Révolution Démographique” “La Démographie Française” および “Traité de Démographie” の三著は、彼が人口学界に遺した最も傑出した業績で、好個の文献として今後も、後進者の啓発に役立つであろう。

彼は、単なる学者ではなく、社会活動の分野は著しく広いが、フランスの人口政策の確立とその推進に寄与した歴史的功績は特筆に値しよう。